

放送コンテンツの製作取引に関する 調査結果等について

平成28年12月19日

総務省

テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書(ポイント)

公正取引委員会 報道発表資料
「テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書」(平成27年7月29日)

第1 調査内容

調査対象事業者	調査票発送数	回答者数(回答率)
テレビ局	500名	379名(75.8%)
局系列テレビ番組制作会社	76名	54名(71.1%)
テレビ番組制作会社	800名	280名(35.0%)

※ 調査対象期間：平成26年1月1日～平成26年12月31日

書面調査における回答者のうち、①テレビ番組制作の取引を行っていると回答したテレビ局及び局系列テレビ番組制作会社(以下「テレビ局等」という。)283名からの全ての取引先テレビ番組制作会社との取引についての回答並びに②テレビ番組制作の取引を行っていると回答したテレビ番組制作会社109名からのテレビ番組制作に係る年間取引高が多いテレビ局等(自社の親会社又は兄弟会社を除く上位5名。)との取引についての回答を基に結果を取りまとめている。

第2 調査結果①

1 テレビ局等及びテレビ番組制作会社の概要

(1) 資本金

テレビ局等の多くが資本金5000万円超(87.9%)の事業者である一方、テレビ番組制作会社の多くが資本金5000万円以下(91.7%)の事業者であり、回答のあったテレビ局等とテレビ番組制作会社の多くが下請法の適用対象となり得る事業者であった。

(2) 年間売上高

テレビ局等の多くが年間売上高10億円超(83.6%)の事業者である一方、テレビ番組制作会社の多くが年間売上高5億円以下(72.2%)の事業者であった。

(3) テレビ番組制作会社の取引先テレビ局等数

取引先テレビ局等数が3名以下のテレビ番組制作会社は42.1%に上り、また、取引先テレビ局等数が1名のテレビ番組制作会社も15.9%に上っていた。

(4) 取引依存度

最も年間取引高の多い取引先テレビ局等に対する取引依存度が30%を超えるテレビ番組制作会社は45.4%に上り、また、同取引依存度が50%を超えるテレビ番組制作会社も27.8%に上っていた。

テレビ番組制作会社は、テレビ局等と比べて事業規模が小さく、特定の取引先テレビ局等との取引に依存している傾向がみられた。

2 テレビ局等とテレビ番組制作会社との取引の状況

(1) 取引条件の内容

発注内容、支払金額及び支払期日といった主要な取引条件については、多くのテレビ局等(95%超)があらかじめ決めていた。

著作権に関する取引条件については多くのテレビ局等(71.9%)が「著作権の譲渡・許諾の範囲」についてあらかじめ決めていたものの、「著作権の譲渡対価」は33.5%、「二次利用の窓口業務に関する事項」は28.8%、「二次利用の収益配分に関する事項」は20.3%にとどまり、「著作権の譲渡・許諾の範囲」に比べてあらかじめ決めていた割合が低くなっていた。

(2) 支払制度

支払制度については、多くのテレビ局等(95.4%)が毎月末日締切、翌月末日支払等(締切日から支払日までが1か月以内)と決めていた。

また、代金の支払に関する締切基準については、多くのテレビ局等が、完パケ、一部完パケ及び制作協力については「納品日」(68.2%)、人材派遣については「派遣日」(88.9%)と決めていたが、「放送日」と決めていたテレビ局等も一定数(完パケ、一部完パケ及び制作協力については27.9%、人材派遣については11.1%)見受けられた。

(3) 書面の交付状況

取引条件等を記載した書面の交付状況については、多くのテレビ局等が書面を交付していた(84.1%)が、「交付していない」又は「交付しなかったことがある」とのテレビ局等も一定数見受けられた(15.9%)。

テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書(ポイント)

第2 調査結果②

(4) 優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受けたテレビ番組制作会社の状況

「採算確保が困難な取引(買ったたき)」、「著作権の無償譲渡等」等の不利益を受け入れたテレビ番組制作会社の全てが、「要請を断った場合に、今後の取引に影響があると自社が判断したため」又は「テレビ局等から今後の取引への影響を示唆されたため」を理由として回答していた。



テレビ番組制作会社は、テレビ局等との取引の継続への影響などを考慮して、やむを得ず不利益を受け入れているものであり、こうしたテレビ局等の行為は優越的地位の濫用規制上問題となり得る。

優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受けたテレビ番組制作会社の状況は下表のとおりである。

行為の内容	優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受けたテレビ番組制作会社数	テレビ番組制作会社の総数に占める割合
採算確保が困難な取引(買ったたき)	22名	20.2% (22/109)
やり直し	13名	11.9% (13/109)
発注内容の変更	7名	6.4% (7/109)
発注内容以外の作業等	9名	8.3% (9/109)
発注内容の取消し	1名	0.9% (1/109)
商品・サービスの購入・利用要請	8名	7.3% (8/109)
金銭の提供要請	1名	0.9% (1/109)
役務の提供要請	1名	0.9% (1/109)
代金の支払遅延	5名	4.6% (5/109)
代金の減額	8名	7.3% (8/109)
著作権の無償譲渡等	14名	12.8% (14/109)
二次利用に伴う収益の不配分等	11名	10.1% (11/109)
合計(重複を除く)	43名	39.4% (43/109)

優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を1つ以上受けたと回答したテレビ番組制作会社

⇒ 109名のうち43名(39.4%)

- 採算確保が困難な取引(買ったたき)
 - ・・・・109名のうち22名(20.2%)
- やり直し
 - ・・・・109名のうち13名(11.9%)
- 著作権の無償譲渡等
 - ・・・・109名のうち14名(12.8%)
- 二次利用に伴う収益の不配分等
 - ・・・・109名のうち11名(10.1%)

⇒採算確保が困難な取引(買ったたき)ややり直しのほかに、著作権の無償譲渡等や二次利用に伴う収益の不配分等、著作権の取扱いについての行為が比較的高い割合となっていた。

(5) 優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を行ったテレビ局等の状況

前記(4)のテレビ番組制作会社43名に対して優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を行った取引先テレビ局等の延べ数は97名であり、当該テレビ局等の業態別の状況は下表のとおりである。優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を行った取引先テレビ局等の延べ数が最も多かった業態は、「地上系放送事業者」で86名であった。

テレビ局等の業態	優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を行った取引先テレビ局等の延べ数
地上系放送事業者	86名
衛星放送事業者	9名
ケーブルテレビ事業者	2名
合計	97名

テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書(ポイント)

第2 調査結果③

(6) テレビ番組制作会社の資本金との相関

テレビ番組制作会社の資本金	1000万円以下	1000万円超 5000万円以下	5000万円超	合計
優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受けたテレビ番組制作会社数	27	13	3	43
テレビ番組制作会社の総数	65	35	9	109
割合	41.5%	37.1%	33.3%	39.4%
	27/65	13/35	3/9	43/109

資本金の額が小さいテレビ番組制作会社ほど優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受けた割合が高くなっている。

(7) 取引依存度との相関

取引依存度	10%以下	10%超 30%以下	30%超 50%以下	50%超	合計
優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受けた取引数	53	22	7	12	94
取引依存度が確認できた取引数	187	69	20	28	304
割合	28.3%	31.9%	35.0%	42.9%	30.9%
	53/187	22/69	7/20	12/28	94/304

取引依存度が高いほど優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受けた割合が高くなっている。

第3 公正取引委員会の対応

- 本調査の結果、テレビ番組制作に関する一部の取引においてテレビ局等による優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われていることが明らかとなったため、公正取引委員会としては、優越的地位の濫用規制上問題となるような行為が行われないよう注視していく必要がある。
- 本調査結果において、「著作権の無償譲渡等」や「二次利用に伴う収益の不配分等」、著作権の取扱いについて優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が比較的高い割合でみられた。これについては、著作権の取扱いに関する事項が契約で明確になっていないことが背景にあると考えられることから、あらかじめ著作権の取扱いについて十分に協議し可能な限り明確にしておくことが必要となる。他方、テレビ番組制作会社側から、著作権の取扱いについてテレビ局等に協議を求めること自体が難しいとする回答もみられることから、公正取引委員会としては、テレビ局等がテレビ番組制作会社に今後の取引に影響が生じる旨を示唆するなどして、著作権の取扱いについて、一方的に自己に有利な条件を定めたり、協議の要請自体をさせないようにする行為は、優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為であることを周知していく必要がある。

「採算確保が困難な取引(買ったたき)」、「著作権の無償譲渡等」等の行為が、下請法上の資本金区分に該当するテレビ局等とテレビ番組制作会社との間で行われた場合、優越的地位の濫用規制上問題となり得ることはもとより、下請法上も問題となり得る。

公正取引委員会は、違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から、本調査結果を公表するとともに、以下の対応を行うこととする。

- (1) テレビ局等を対象とする講習会を実施し、本調査結果並びに役務取引ガイドラインにおける著作権の取扱いに関する考え方も含め優越的地位の濫用規制及び下請法の内容を説明する。
 - (2) テレビ局等の関係事業者団体に対して、本調査結果を示すとともに、テレビ局等がテレビ番組制作に関する取引の問題点の解消に向けた自主的な取組を行えるよう、改めて優越的地位の濫用規制及び下請法の内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請する。
- 2 今後とも、テレビ番組制作に関する取引実態を注視し、優越的地位の濫用規制上又は下請法上問題となるおそれのある行為の把握に努めるとともに、これらの法律に違反する行為に対しては、厳正に対処していく。 3

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 平成27年度フォローアップ調査 回答状況の概要

1. 調査方法・内容の概要

調査方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象社にアンケート票を送付し、書面調査を実施 ・調査対象期間：平成27年1月1日～同年12月31日 ・アンケート実施期間：平成28年1月20日～同年2月19日
調査内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの認知度 ・消費税率の引上げへの対応 ・取引構造 ・発注書の書面交付 ・著作権の帰属 ・取引価格の決定 ・取引内容の変更に伴う追加費用の支払い 等

2. 回答状況の概要

回答数の合計：673社（対象社数1,726社 回答率39.0%、有効回答数：617社※1）
（内訳）

※1 有効回答数：回答数の合計から「今期は放送コンテンツの製作取引の実績なし」との回答56社を除いた回答数

放送事業者からの回答状況

回答数：351社※2

（対象社数583社 回答率60.2%、有効回答数：336社）

【参考】前回（平成25年度）調査は135社を対象、回答数：130社、回答率：96.3%
地上基幹放送事業者128社及びBS放送事業者7社のみを対象。

メディア別	対象社数	回答数
地上基幹放送事業者※3,4	128社(NHK含む)	114社(89.1%)
衛星系放送事業者※3,4	6社(民放連加盟) 80社(衛放協加盟)	73社(84.9%)
ケーブルテレビ事業者※5	369社	163社(44.2%)

※2 回答数には、無記名回答の1社を含む

※3 地上基幹放送事業者及び衛星系放送事業者は、テレビジョン放送を行う社を対象

※4 NHKは地上基幹放送事業者、放送大学学園は衛星系放送事業者として集計

※5 ケーブルテレビ連盟加盟社を対象

番組製作会社からの回答状況

回答数：322社※6

（対象社数1,143社 回答率28.2%、有効回答数：281社）

【参考】前回（平成25年度）調査は401社を対象、回答数：115社、回答率：28.7%

団体名等	対象社数	回答数
全日本テレビ番組製作社連盟(ATP)	131社※7	45社※7(34.4%)
全国地域映像団体協議会(NRA)	183社※7	71社※7(38.8%)
日本映像事業協会(JVIG)	121社※7	35社※7(28.9%)
日本動画協会(AJA)	47社	14社(29.8%)
団体未加盟 (民間放送年鑑2013に掲載されている番組製作会社)	695社	157社(22.6%)

※6 回答数には、無記名回答の14社を含む

※7 回答数等の重複について

・ATPとJVIGの双方に加盟している社：対象社数32社、回答数13社

・NRAとJVIGの双方に加盟している社：対象社数2社、回答数1社

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 平成27年度フォローアップ調査結果のポイント

1 ガイドラインの認知度

○番組製作会社の認知度は7割弱にとどまっている

・ガイドラインを知っていると回答した者の割合

⇒放送事業者:76.5%(地上基幹放送事業者:95.6%、衛星系放送事業者:88.1%、ケーブルテレビ事業者:58.6%)

⇒番組製作会社:69.0%

<参考>ガイドラインは、現在、地上基幹放送事業者にかかる取引のみが対象

2 取引構造

○三次下請以降の実績のある番組製作会社は1割程度

⇒元請・一次下請までの実績があると回答した番組製作会社の割合:36.3%

⇒二次下請までの実績があると回答した番組製作会社の割合:42.7%

⇒三次下請以降の実績があると回答した番組製作会社の割合:12.5%

3 取引内容に関する事項

(1) 消費税率の引上げに際して、取引価格への適正な反映は概ね実施された

・消費税率の「5%」から「8%」への引上げに際し、取引価格(税込み)への転嫁を適正に行った(行われた)と回答した者の割合

⇒放送事業者:82.4%、番組製作会社:94.3%

<参考>平成26年3月にガイドラインを改訂し、消費税転嫁対策特別措置法に関する留意点を追記

(2) 発注書の書面交付が行われていない場合があった

・発注書の書面交付について、「交付しない(受けなかった)場合があった」又は「交付を全くしていない(受けなかった)」と回答した者の割合

⇒放送事業者:23.8%、番組製作会社:40.9%

(3) 回答割合について、放送事業者と番組製作会社との間で大きな違いが見られた事項があった

①著作権の帰属

・完全製作委託型番組(完パケ番組)の製作委託をする(受ける)際に、その番組や素材に関する著作権等の取扱いについて「事前に協議をしていない(協議の機会を設けられない)場合があった」又は「事前に協議をしていない(協議の機会を設けられない)」と回答した者の割合

⇒放送事業者:15.5%、番組製作会社:31.3%

②取引価格の決定

・放送番組の製作委託をする(受ける)際に、取引価格の決定について「事前に協議をしていない(協議の機会を設けられない)場合があった」又は「事前に協議をしていない(協議の機会を設けられない)」と回答した者の割合

⇒放送事業者:0.6%、番組製作会社:30.6%

③取引内容の変更に伴う追加費用の支払い

・追加の発注や一部又は全部の修正を行うための追加費用の支払いについて、追加発注等取引内容の変更実績のあった者のうち、「協議がなく、放送事業者が一方的に決定した割合が支払われた」又は「追加の費用を支払わなかった(支払われなかった)」と回答した者の割合

⇒放送事業者:7.1%、番組製作会社:50.0%

平成28年度「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 フォローアップ調査の実施概要

1. 調査方法・対象

○調査方法	調査対象に書面を送付し、フォローアップアンケート調査を実施 調査対象期間：平成28年1月1日～同年12月31日 調査実施期間：平成28年12月20日（発送）、平成29年1月31日（回答期限）
○調査対象者	<u>放送事業者</u> ：全国の地上テレビジョン放送事業者128社(NHK含む)、衛星放送事業者（86者）及びケーブルテレビ事業者（367社） <u>番組製作会社</u> ：全日本テレビ番組製作社連盟(ATP)、全国地域映像団体協議会(全映協)、日本映像事業協会(J-VIG)及び日本動画協会(AJA)に所属している社、並びに日本民間放送年鑑2013に掲載されている番組製作会社 1,119社

2. 調査内容の概要

○ 放送事業者向け

1. 放送コンテンツ制作委託取引の有無
2. ガイドラインの認知度
3. ガイドラインの理解度
4. 自社の概要（資本金の額、地上放送・衛星放送・ケーブルテレビの別）
5. 発注書及び契約書の交付
6. 支払時期の起算日
7. 著作権の帰属、窓口業務
8. 採算確保が困難な取引（買ったたき）
9. 不当な給付内容の変更及びやり直し
10. 楽曲に係る製作取引に関する課題
11. アニメの製作発注に関する課題
12. 出資強制に関する課題
13. 契約形態と取引実態の相違
14. その他、要望等
15. 業種特性を踏まえた調査（下請取引改善省庁会議関連）

○ 番組製作会社向け

1. 放送コンテンツ制作委託取引の有無
2. ガイドラインの認知度
3. ガイドラインの理解度
4. 自社の概要（資本金の額、放送局の系列会社の該当の有無、3次下請け以降の該当の有無）
5. 二次以降の下請
6. 放送事業者の子会社からの発注
7. 発注書及び契約書の交付等
8. 支払時期の起算日
9. 著作権の帰属、窓口業務
10. 採算確保が困難な取引（買ったたき）
11. 不当な給付内容の変更及びやり直し
12. 楽曲に係る製作取引に関する課題
13. アニメの製作発注に関する課題
14. 出資強制に関する課題
15. 契約形態と取引実態の相違
16. その他、要望等
17. 業種特性を踏まえた調査（下請取引改善省庁会議関連）

下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議

1. 開催の趣旨

中小・小規模事業者が賃上げを行いやすい環境を作る観点から、下請等中小企業の取引実態を把握し、取引条件改善に必要な検討を行うため、下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議を開催

2. 構成員

議長：内閣官房副長官（参議院）
議長代理：内閣府副大臣（経済財政政策担当）、厚生労働副大臣、経済産業副大臣、国土交通副大臣
副議長：内閣総理大臣補佐官（政策企画担当）、内閣官房副長官補（経済財政運営担当）
主査：内閣府政策統括官（経済財政政策担当）、経済産業省中小企業庁長官
構成員：公取委事務総長、警察庁生活安全局長、総務省情報流通行政局長、財務省国税庁次長、厚労省労働規準局長、農水省食料産業局長、国交省総合政策局長、環境省総合環境政策局長

3. これまでの経緯

【アンケート調査】

- 中企庁：業種横断的な調査（平成28年1月下旬から2月中旬までの間実施）※総務省所管業種（電気通信業、放送業、郵便業等）を含む
 - ・調査対象：大企業（資本金3億円以上の事業者約15,000社）、中小企業（約10,000社を抽出）
 - ・調査内容：政労使合意の認知度、過去1年間の取引価格の動向 等
- 各省庁：業種特性に応じた調査
 - 各省庁の定期アンケート調査の機会に合わせて実施
 - ※総務省では、定期的に行っている「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」フォローアップ調査に合わせて調査を実施

【大企業へのヒアリング調査】

- 中企庁、公取委、厚労省等が調査を実施（平成28年4月～）
 - ・調査対象：自動車関連産業、建設業、情報通信機器、建設・プラント、トラック運送業

4. 開催状況

第1回	平成27年12月21日	会議の設置
第2回	平成28年2月5日	業種横断的な調査の実施内容
第3回	平成28年3月15日	最低賃金関連等
第4回	平成28年3月25日	大企業ヒアリングの先行的な対象業種の決定
第5回	平成28年5月23日	業種横断的な調査の結果概要
第6回	平成28年6月28日	大企業ヒアリング調査の結果概要（自動車関連産業、建設業）
第7回	平成28年8月19日	大企業ヒアリング調査の結果概要（情報通信機器、建設・プラント、トラック運送業）
第8回	平成28年10月18日	下請等取引条件改善策、最低賃金引上げ対策
第9回	平成28年12月6日	中小企業振興法に基づく振興基準の改正等（親事業者と下請事業者において十分な協議を行うなど望ましい取引慣行の追記等）

下請中小企業振興法の概要

- (1) 下請企業は、「下請」という特殊性から、受注が不安定、資本蓄積が乏しい、機動的な設備投資が困難等の多くの問題を抱えていたが、昭和40年代に入り、国内産業の高度化・国際化が急速に進展したこと等に伴い、こうした諸問題が顕在化し、下請企業の体質強化が喫緊の課題となっていた。
- (2) このため、従来からの「下請代金支払遅延等防止法」（昭和31年制定、以下「下請代金法」という。）による下請取引の適正化の推進に加え、下請企業の体質強化に果たすべき親企業の役割や、下請事業者としての努力の方向性、下請企業振興協会による取引あっせん等の支援措置等を盛り込んだ「下請中小企業振興法」（以下「下請振興法」という。）が昭和45年に制定された。
- (3) 振興基準は、下請事業者の自助努力、親事業者による協力、相互協議に基づく適切な取引関係の構築等を規定しているが、これらは、親事業者と下請事業者との間のあるべき一般的な基準であり、望ましい取引関係を奨励しているもの。このため、主務大臣が事業者に対して指導・助言を行う際の根拠となっている（遵守しない事業者に対して行政処分を行うような性格は有していない。）。
- (4) 振興基準に照らした取引実態を定期的に把握するため、平成3年度から中小企業庁が「発注方式等取引条件改善調査」を実施している。

下請中小企業振興法のスキーム

経済産業大臣による振興基準の作成（第3条）

- ① 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善
- ② 親事業者の発注分野（下請事業者に対して何を発注し、親事業者自らがどのような物品を製造、修理し、どのような情報成果物を作成し又はどのような役務を提供するのかの区分）の明確化及び発注方法の改善
- ③ 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化
- ④ 対価の決定の方法、納品の検査の方法、その他取引条件の改善
- ⑤ 下請事業者の連携の推進
- ⑥ 下請事業者の自主的な事業の運営の推進
- ⑦ 下請取引に係る紛争の解決の促進
- ⑧ その他下請中小企業の振興のため必要な事項

公表

主務大臣による
指導・助言（第4条）

主務大臣は、業種所管7省庁（内閣府、総務省、財務省、厚労省、農水省、経産省、国交省）

親事業者、下請事業者

振興事業計画（第5～7条）

親事業者

計画の作成

特定下請組合等

支援措置（第11条）

金融措置・流動資産担保保険の特例

2以上の下請事業者

特定下請連携事業計画（第8～10条）

2以上の特定
下請事業者

下請中小企業が連携し、互いの経営資源を有効に活用することで、企画・提案力を向上させ、自主的に取引先の開拓を図っていく事業。

支援措置（第11条、12条）

- ・中小企業信用保険法の特例（普通保険・無担保保険・特別小口保険・新事業開拓保険）
- ・中小企業投資育成株式会社法の特例

下請企業振興協会（第15～16条）

各種支援

- ① 下請取引のあっせんを行うこと
- ② 下請取引に関する苦情又は紛争についての相談に応じ、その解決についてあっせん又は調停を行うこと
- ③ 下請中小企業の振興のために必要な調査又は情報の収集若しくは提供を行うこと

下請中小企業振興法・振興基準改正の概要

- **下請中小企業振興法・振興基準（経済産業省告示）について、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行を追記する等、所要の改正を行い、適正取引、付加価値向上の促進を図る。（11月30日までパブリックコメントを実施。12月14日に改正。）**

1. 取引先の生産性向上等への協力

親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力をするよう努める。

- ①生産性の向上に関する課題を解消するため、下請事業者との面談、工場の訪問等に努める。
- ②課題が設計、仕様、基準等に関わる場合には関係部署やサプライチェーン全体で連携して対応する。

2. 原価低減要請

- (1)双方が協力して生産性改善などに取り組み、その結果、生じるコスト削減効果を、寄与度を踏まえて価格に反映するなど、合理性の確保に努める。
- (2)原価低減要請を行うに当たっては、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められないことがないよう、十分に留意する。（目標数値のみを示しての要請、等）

3. 取引対価への労務費上昇分の影響の考慮

- (1)親事業者は、労務費上昇に伴う取引対価の見直し要請があった場合には、協議に応じる。
- (2)人手不足や最低賃金の引き上げに伴う労務費上昇については、その影響を十分に加味して協議する。

4. 型の保管・管理の適正化

量産期間後の補給品支給時において、金型、木型などの型の保管に関して、双方が十分に協議した上で、必要事項を明確に定める。（生産予定期間、型の保守・メンテナンス・改造・改修費用等の負担、廃棄の基準や申請方法、等）

5. 手形支払及び支払関係

- (1)下請代金は、できる限り現金で支払う。【改正なし】
- (2)手形等の現金化にかかる割引料等のコスト負担については、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議する。
- (3)手形等のサイトについては、繊維業90日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努力する。
- (4)中小企業以外の親事業者から率先して取り組む。サプライチェーン全体で取組を進める。

6. 下請適正取引推進のためのガイドラインの位置付け

- (1)親事業者は、マニュアルや社内ルールを整備することにより、業種別下請ガイドラインに定める内容を自社の調達業務に浸透させるよう努める。
- (2)業界団体等は、サプライチェーン全体の取引の適正化を図るため、業種別下請ガイドラインに基づく活動内容を定めた自主的な行動計画を策定し、その結果を継続的にフォローアップするよう努める。